

第3章 自治市町(Municipality)とパッタヤー市(City of Pattaya)の業務と役割

第1節 タイ東部地域

ここでは、今回現地調査を実施した地方自治体が位置する東部地域について紹介する。

タイ全土は、一般的にバンコク都及び近接5県、中央部（バンコク都及び近接5県を除く）、東部、西部、北部、東北部、南部に分けることができる。このうち、東部地域は、ナコンナーヨック県(Nakhon Nayok)、サゲーウ県(Sa Kaeo)、チャチュンサオ県(Chachoengsao)、チョンブリー県(Chon Buri)、ラヨン県(Rayong)、チャンタブリー県(Chanthaburi)、トラート県(Trat)、ペッチャブリー県(Prachin Buri)の8県から構成されている。地域別の人口と国民所得については、表2のとおりであるが、1人当たり国民所得からみると、バンコク都、近接5県について、豊かな地域であることが伺える。これは、東部臨海工業地帯を中心とした工業団地の存在とパッタヤーをはじめとしたビーチリゾートが続いていることが、大きく影響していると思われる。

<表2 地域別の人口と国民所得>

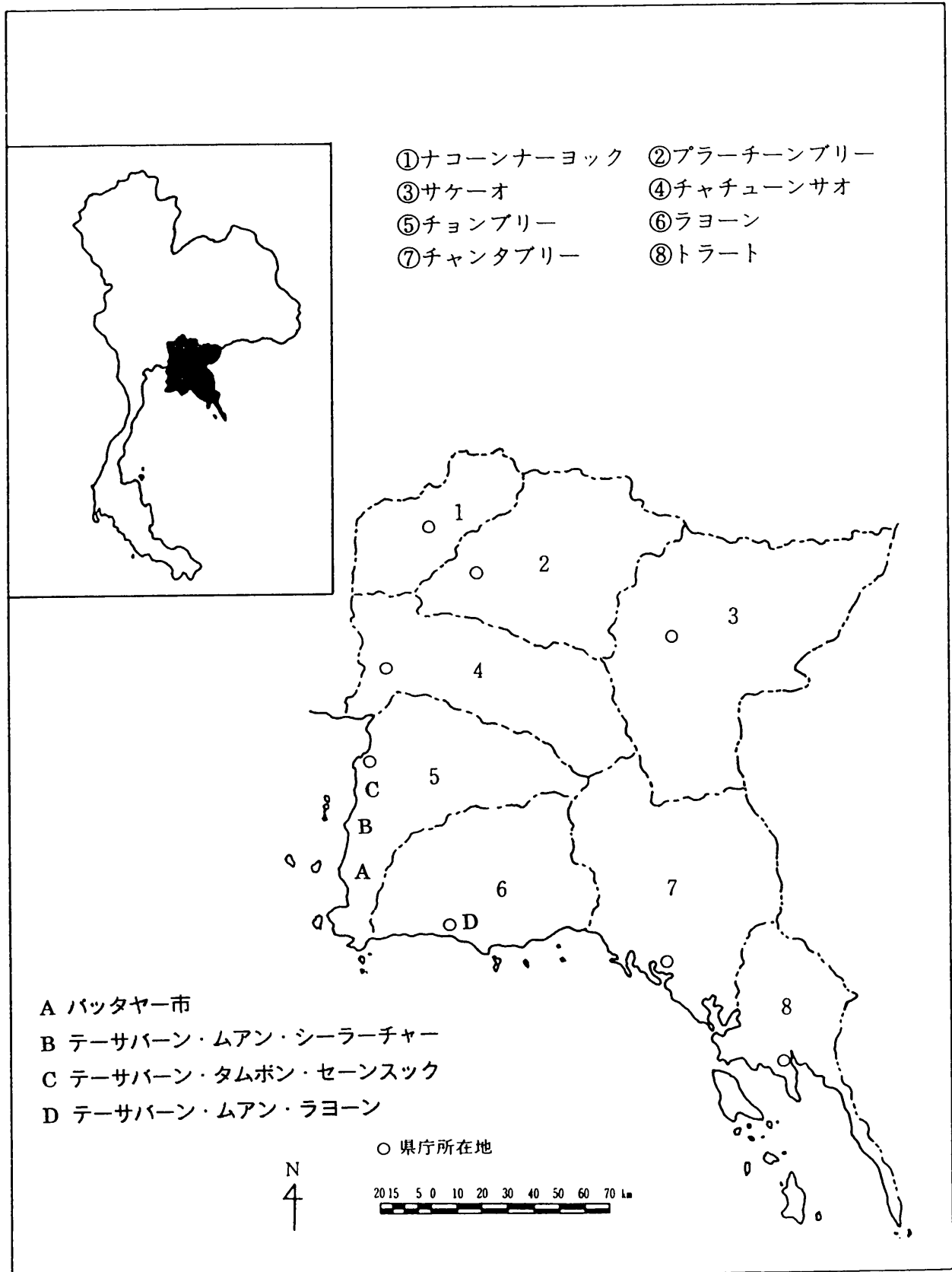
	人 口(1995年)		GRP(1994年)		一人あたり GRP (1994年,バーツ)
	実 数	%	実数(百万バーツ)	%	
全 国	59,460,382	100.0	3,600,906.5	100.0	61,335
バンコク都	5,570,743	9.3	1,380,342.7	38.3	203,650
近 接 5 圏	3,325,763	5.6	475,551.5	13.2	149,029
中 央 部	2,877,458	4.8	162,855.4	4.5	57,022
東 部	<u>3,922,078</u>	<u>6.6</u>	<u>372,191.9</u>	<u>10.3</u>	<u>100,321</u>
西 部	3,498,610	5.9	152,443.1	4.2	46,028
北 部	11,896,331	20.0	343,477.7	9.6	31,064
東 北 部	20,663,191	34.8	405,959.6	11.3	20,235
南 部	7,706,208	13.0	308,084.6	8.6	39,789

* 出典 「STATISTICAL YEARBOOK THAILAND」 NATIONAL STATISTICAL OFFICE, 1996

「Thailand in Figures 1997~1998」 Alpha Research Co.,Ltd., 1997

東部臨海工業地帯は、当初より日本の協力により開発が進められてきた工業地帯である。日本政府は、同工業地帯の開発に対して、国際協力事業団(JICA)を通じて、マスタープランづくりの開発調査や東部環境保全計画づくりを無償援助で協力したり、海外経済協力基金(OECF)を通じた円借款も行ってきた。現在ではチョンブリーやレームチャバンなど、いくつかの工業団地が造成され、これらの団地には、数多くの日系企業が進出している。タイ東部地域は、計画当初からの政府による援助と団地への民間企業の進出というように、日本とは極めて関係の深い地域といえる。

<図5 タイ東部8県>



* 出典「タイ 工業化と地域社会の変動」北原 淳・赤木 攻編, 法律文化社, 1995

第2節 地方自治体と県・郡との関係（チョンブリー県を例に）

タイの地方行政制度については、前述のように「中央政府の地方における行政」と「地方自治体の行政」が重複していることから、その構造が非常に分かりづらい。そこで、ここではチョンブリー県に焦点を当て、地方行政の構造を具体的に説明してみたい。

表3は、チョンブリー県内の中央政府の地方における行政と地方自治体の行政に係わる団体の一覧表である。チョンブリー県事務所は県内の中心地に位置し、ここには内務省以外の中央省庁の出先機関も入っている。しかし、すべての出先機関が同じ場所に同居しているのではなく、外に独立した庁舎を構えているものもある。これらの出先機関は、内務省から派遣された県知事の監督下にあるわけだが、それぞれの中央省庁の出先機関であることから、県知事の業務の基本的な性格は、出先機関間の調整を行う存在にあるといえる。

チョンブリー県は、9つの郡と1つの支郡から成り立っている。郡は、中央政府の地方における行政機関でもっとも住民に近い組織であり、郡長のもとで国の行政が執行されている。このうち、コシーチャンは1つの島で、支郡に分類されている。支郡は行政やサービスをより住民に提供しやすくするために設けられた郡の区域で、当支郡の場合はシーラーチャー郡に属している。

パッタヤー市、自治市町、衛生区、タムボン自治体といった地方自治体は、これらの郡内に点在するかたちで存在している。たとえば、バーンラムン郡の場合は、パッタヤー市、自治市町のテーサバーン・タムボン・レームチャバーン（管轄エリアの一部）、衛生区のバーンラムンとフワイヤイ、タムボン自治体が5団体となっている。そして、これらの地方自治体区域以外を県自治体が管理している。表3からも分かるように、すべての郡内に自治市町が存在するわけではない。比較的、都市部にのみに作られているようである。また、テーサバーン・タムボン・レームチャバーンは、その管轄エリアがシーラーチャー郡とバーンラムン郡の両方の郡にまたがっていることが注目される。

一方、衛生区は、どちらかというところ農村部に配置されている自治体ではあるが、なかには都市化が進んでいるものもある。たとえば、バーンラムン衛生区は国道3号線に沿っており、街の印象から言えば、自治市町と変わらないように思われる。最近では、自治市町の周辺に新興住宅地が盛んに作られているようで、このような住宅地は、衛生区域内に広がっているように思われる。

上記のバーンラムン郡の場合、バーンラムン衛生区とフワイヤイ衛生区の庁舎は、バーンラムン郡事務所の中にあり、それぞれ独立した事務所を持っているわけではない。これは、独立した事務所では維持経費がかなりかかること、郡長が衛生区の委員を兼ねており、執務を行う場合、郡庁舎と同じところに事務所がある方が効率的であることなどの理由によるためだという。郡事務所は都市部に位置していることが多く、当郡ではパッタヤー市内に位置している。したがって、衛生区の事務所も、その管轄区域以外のパ

<表3 チョンブリー県の行政機関と地方自治体>

チョンブリー県 (Chon Buri Province; Changwat)			
中央政府の地方における行政	地方自治体の行政		
郡(District; Amhur)	自治市町(Municipality; Tesabarn)	衛生区(Sanitary District; Sukhapibarn)	タムボン自治体(TAO)
チョンブリー (Chon Buri)	チョンブリー (Chon Buri) セーンスック (Saen Suk)	バースワン (Ban Suan) アーンシラー (Ang Sila) バースサーイ (Bang Sai) クローンタムン (Khlong Tamru)	10
パントーン (Phan Thong)		パントーン (Phan Thong) ノンタムルン (Nong Tamlung)	11
パナットニコム (Phanat-Nikhom)	パナットニコム (Phanat-Nikhom)	ターブンミー (Tha-Bunmi) コーチャン (Ko Chan)	21
ボートーン (Bo Thong)		ボートーン (Bo Thong)	6
バンプン (Ban Bung)	バンプン (Ban Bung)	フクンチェー (Hua Kunchae) ノンパイケーオ (Nong Phai Kaeo)	8
ノンヤイ (Nong Yai)		ノンヤイ (Nong Yai)	5
シーラーチャー (Si Racha)	シーラーチャー (Si Racha) レームチャバン (Laem Chabang)	バンプラ (Bang Phra) アウウドム (Ao Udom)	4
バンラムン (Bang Lamung)	パッタヤー[特別な市] (City of Pattaya) レームチャバン[一部] (Laem Chabang)	バンラムン (Bang Lamung) フワイヤイ (Hau Yai)	5
サタヒーブ (Sattahip)		サタヒーブ (Sattahip) バンサレー (Bang Sare) ナーチョンティエン (Na Chom Thian)	5
コシーチャン[支郡] (Ko Sichang)		コシーチャン (Ko Sichang)	1
合計	7	20	76

* タイ内務省からの資料と聞き取り調査をもとに作成

ッタヤー市内にあるわけで、衛生区に住む住民は、手続きなどのために、隣り街にある事務所まで出向いていくことになる。しかし、これらの衛生区とパッタヤー市は車で数分の位置にあり、実質的にはさほど不便とはいえないように思われる。

タムボン自治体は、先に紹介したように1994年から設立されるようになった農村部にある小さい組織で、十分な財政力をもった団体とはいえ地方自治体である。現地の新聞報道によると、同自治体を巡っては、その行政システムがうまく機能しておらず、これが汚職を生み出しているという。コンケン大学の開発研究所によると、インフラ等の整備が十分ではないタムボン自治体区域内では、公共事業が盛んに行われているが、これが汚職の温床になっているとしている。同自治体は自主財政権を持つことから、自ら予算の執行を行うが、この過程で、環境資源の保護や人材育成といった事業ではなく、うま味の多い道路や橋梁の建設工事を中心的に行っているというわけである。政府関係者も、その原因として、住民参加がなく、チェック機能がないことをあげている。また、タムボン自治体の設立を急いだことから、住民が同自治体の機能等について十分に理解するための準備ができなかったとの指摘もある。

タムボン自治体の設置は、地方分権の推進の一環といえる。その過程で、上記のような問題が浮かび上がってきていることから、行政機構というハード面の改革とあわせて、地方自治制度に対する理解の普及というソフト面の充実が、今問われているのではないだろうか。

第3節 調査自治体の概要

図6から分かるように、今回調査を実施した4地方自治体は沿海地域に位置している。バンコクから延びる国道3号線（通称スクンウィット通り）に沿うように、首都に近いほうから、セーンスック、シーラーチャー、パッタヤー市、ラヨンとなっている。バンコクからパッタヤー市までは車で約2時間30分、パッタヤー市からバンコク方面に車で30分ほど戻るとシーラーチャー、そこからさらに約10分ほどでセーンスックという位置関係にある。一方、ラヨンは、パッタヤー市から反対方面に1時間余りのところにある。4団体のうち、パッタヤー市、シーラーチャー、セーンスックはチョンブリー県内にあり、ラヨンはラヨン県の県庁所在地である。

各団体によって街の雰囲気は多少異なるものの、どの地方自治体においても、その管轄エリアは国道3号線を中心にして広がる市街地がほとんどであり、都市化が進展している点は同様である。工業団地が隣接していることと、パッタヤーをはじめとするリゾート地が多いことから、市内は活気に溢れ、人々の表情もエネルギー感である。大型スーパーマーケットでは日本顔負けの品揃えで、特に休日には多くの地元の人たちで賑わいをみせている。路上には日本国内かと錯覚するほどの日本車と、タイではポピュラーなピックアップ・トラックのタクシーが走り、バンコク市内ほどではないにしろ、ネクタイ姿のビジネスマンやスーツを着込んだOLたちが行き来している。

同地域には日本人駐在員も多く住んでおり、チョンブリー県内では、1997年10月現在、686人の登録がある。日本料理のレストランをはじめ、日本人のためのクリニックなどもあり、日本人が生活する場合でも、不自由を感じることはないと思われる。以下は各調査自治体の概要や特色、ふだんの様子等である。

(1) パッタヤー市

パッタヤー市役所は、パッタヤー・ビーチの北端から東に歩いて約15分のところにある。市役所の門をくぐると、噴水ときれいに手入れされた木々の奥に、少し小さめのコンサートホールを思わせるような庁舎が建っている。広さは、日本の比較的大きい町役場といったところであろうか。タイでは、勤務時間は8:30~16:30、土曜日・日曜日は休みである。8時過ぎになると、職員が自家用車（1台に近くの人が数人で乗り合わせている場合もある）やバイクで通勤してくる。公務員には男女とも制服があり、毎週月曜日は制服を着用することになっているが、それ以外の日については自由であるという。

庁舎内の各課は、その規模によって広さはまちまちである。課長は仕切られた部屋をもっており、そこには国王夫妻の写真等が飾られている。課内のレイアウトは日本のそ

[概要]	
団体名	パッタヤー市 (City of Pattaya)
所在地	171 North Pattaya Road, Bang Lamung, Chon Buri 20260 Thailand

区 分	特別な地方自治体（1978年パッタヤー市行政法により設立） クラス1						
面 積	208.1 km ²			人 口	76,054 人		
議 会	選出議員 9 人 任命議員 8 人			執行機関	シティー・マネージャー (Mr Songsak Yomjinda) 副シティー・マネージャー 2 人		
正 職 員	169 人	教 員	364 人	常備職員	226 人	臨時職員	450 人
'97 決算	収 入：292,087,077 Baht 支 出：284,869,003 Baht						
基本施策	環境リハビリテーションによるパッタヤー市のイメージアップ						
重点事業	下水処理施設の整備						

れとさほど変わっているとは思われない。多くの書類に埋もれているデスクや決裁用のボックスのなかに置かれた起案等は、日本の地方自治体の様子を思い出させてくれるのに十分であった。

パッタヤーは観光地としてよく知られている。市としては、パッタヤーを単なる観光地というだけではなく、充実したマリンスポーツ施設や大型展示場を備えた都市として開発するという長期プランを持っている。すでに、この開発計画に対しては、政府から承認がおりているようであったが、近い将来、新しいパッタヤー市として生まれ変わることを希望せずにはいられない。

(2) チャットチャイ市長—シーラーチャー

シーラーチャーの街はさほど大きくない。しかし、市場や商店街が庁舎を取り囲み、けっこう賑やかである。公園かと思わせるほど緑が豊富なのが同テーサバーンの庁舎である。

市長室は2階にあるが、チャットチャイ市長は、いつも外のベンチで仕事をしている。市長の話しによると、職員から見えるところにいることが彼の信条であるという。毎日7時30分にはここに来て、職員が出勤して来るのを出迎える。何か相談があれば、気軽に話しができるようにということらしい。

[概 要]

団 体 名	テーサバーン・ムアン・シーラーチャー (Tesabarn Muang Si Racha)						
所 在 地	161 Cheomchompon Road, Si Racha, Chon Buri 20110 Thailand						
区 分	テーサバーン・ムアン(Tesabarn Muang) クラス3						
面 積	4.058 km ²			人 口	25,424 人		
議 員	18 人			執行機関	市長 (Mr Chatchai Thimkrajang) 副市長 3 人		

正職員	85人	教員	95人	常備職員	54人	臨時職員	153人
'97決算	収 入：112,620,624Baht 支 出：112,595,199Baht						
基本施策	インフラストラクチャーの整備 環境保護 行政改革						
重点事業	公共ダムを含む排水システムの改善 ヘルスセンターの改修						

(3) セーンスック

セーンスックのソムチャーイ市長は、東部地域では知らない人がいないといわれるほど有名な市長である。同テーサバーンは、1988年に設立されたものであるが、ソムチャーイ氏はその時から市長を務めている。バンセンビーチの開発やマーケットの活性化、インフラの整備等により、セーンスックをクリーンでグリーンな街へと造り上げてきた。セーンスックが設立されてから現在に至まで、市長をはじめとする執行機関(Municipal Executive Board)のメンバーがまったく変わっていないことは、市民の彼への信頼の現われといえるのではないかと思われる。

[概 要]

団体名	テーサバーン・タムボン・セーンスック (Tesabarn Tambon Saen Suk)						
所在地	Bangsaen 2nd Rd., Saen Suk Vicinity, Chon Buri 20130 Thailand						
区分	テーサバーン・タムボン(Tesabarn Tambon) クラス4						
面積	20.268 km ²	人口	36,252人				
議員	12人	執行機関	市長 (Mr Somchai Khunpluem) 副市長2人				
正職員	41人	教員	0人	常備職員	16人	臨時職員	65人
'97決算	収 入：183,539,630Baht 支 出：182,561,800Baht						
基本施策	クリーンシティの創造						
重点事業	観光資源(ビーチ)の開発 ゴミ処理システムの改善 インフラストラクチャーの整備						

(4) ラヨー

パッタヤーから車で1時間余りでラヨーに着く。ここはラヨー県の県庁所在地であることから、街の規模はかなり大きい。近くに工業団地をひかえ、スクンウィット通り沿いには、オフィスや大型スーパーマーケットなどが立ち並び、パッタヤー市よりも都市化が進んでいるような印象さえ受けた。また、ラヨー・ビーチは、派手さはない

が静かなリゾート地で、エメラルドの海と白い砂浜が心を和ませてくれる。ラヨーンは漁業の町でもある。漁港近くには魚醤（ナンプラー）工場があり、下町の面影を残している。

ラヨーン庁舎は屋根に特徴のあるタイ風の建物で、道路を挟んで県庁舎のとなりにある。市民とのふれあいを大切にしたいというスラポン市長は、1997年に自治体国際化協会主催の自治体国際交流セミナーで来日している。その時に熊本県水俣市を訪問しているが、現在も交流を続けているようである。

[概 要]

団体名	テーサバーン・ムアン・ラヨーン (Tesabarn Muang Rayong)						
所在地	121 Taksin Rd., Amphur Muang, Rayong 21000 Thailand						
区分	テーサバーン・ムアン(Tesabarn Muang) クラス 2						
面積	16.59 km ²	人口	56,422 人				
議員	18 人	執行機関	市長 (Mr Suraphong Phutanapiboon) 副市長 3 人				
正職員	86 人	教員	162 人	常備職員	65 人	臨時職員	261 人
'97 決算	収 入 : 252,816,647 Baht 支 出 : 246,227,623 Baht						
基本施策	住民の行政への参加						
重点事業	教育現場へのコンピュータの導入						

第4節 各課の行政事務

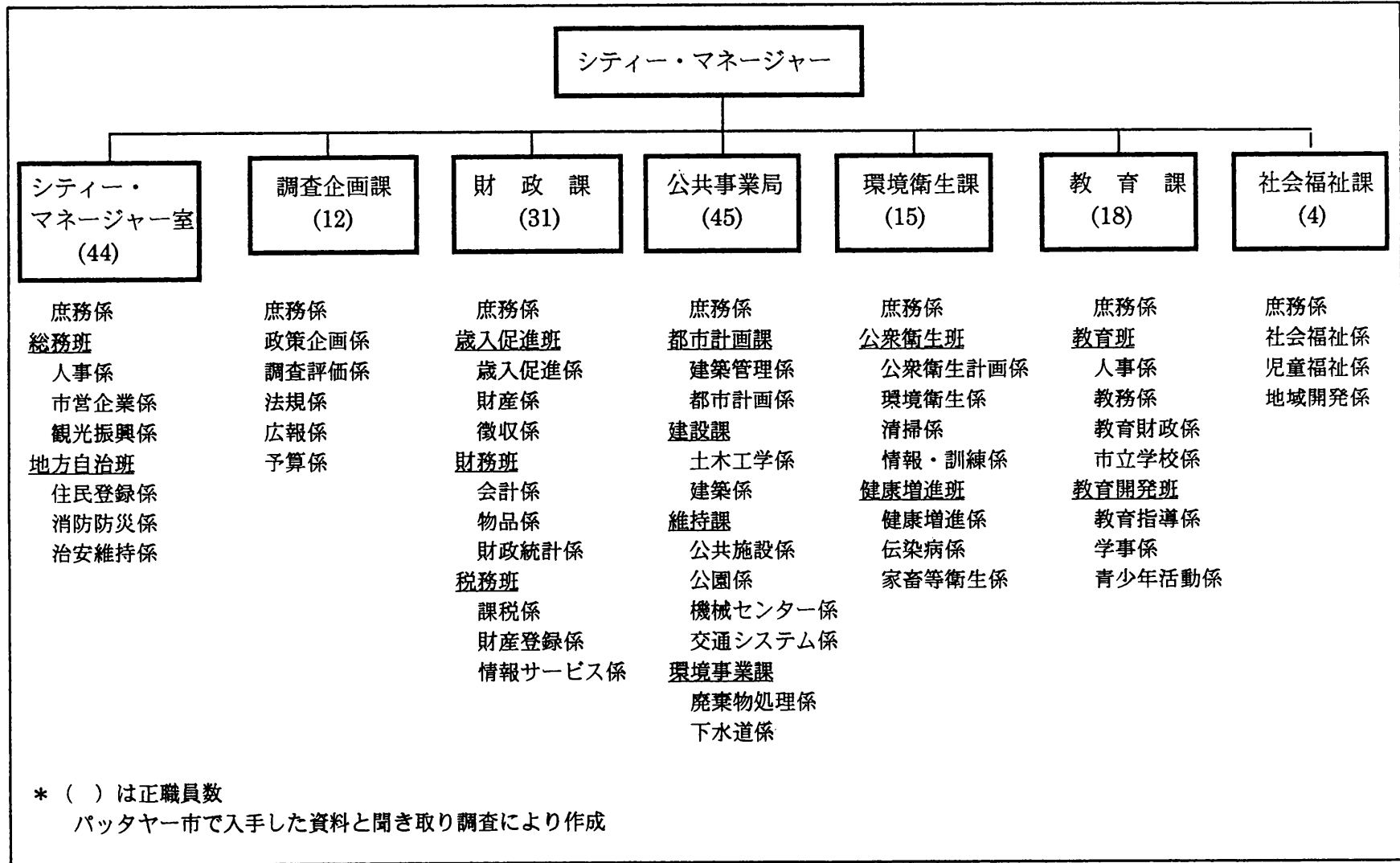
タイの地方自治体の業務と役割を理解するために、本レポートでは通常の地方自治体の形態である自治市町とパッタヤー市に注目した。パッタヤー市は特別な地方自治体として位置付けられているが、聞き取り調査から、その業務については自治市町とほぼ同じであると考えられる。そこで本稿では、パッタヤー市もその他の自治市町と同レベルで考察する。

図7-1、7-2は、それぞれパッタヤー市とシーラーチャーの組織図である。前述のように、クラス1のパッタヤー市とクラス3のシーラーチャーでは、若干組織に違いがあることが分かる。

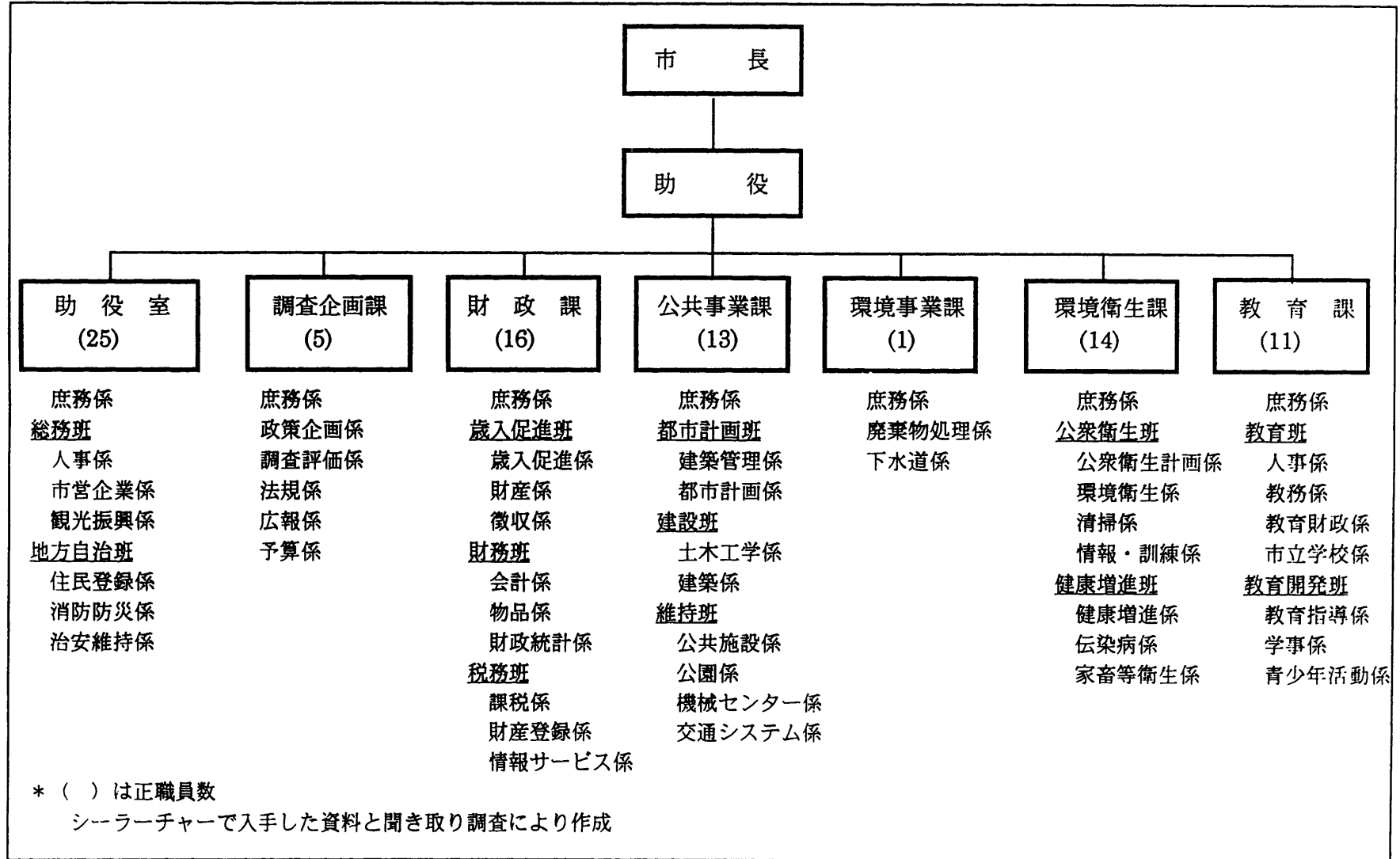
各地方自治体における業務は、基本的には同じであり、制度的には必ず行わなければならないものと、必ずしも行う必要のないものに分類されている。しかし、それが必ず行わなければならないものであっても、全てが行われているわけではない。実際には、それを行う能力に違いがあるため、より大きな財政力をもつ自治体ほどより多くの業務をこなしている。そこで、ここではクラス1に属するパッタヤー市の組織図に沿いながら、4団体での聞き取りによる調査結果を中心に、各部局の仕事を見ていきたい。

説明の順序として、まず室・課内の各係ごとの事務分掌を記し、その後主要な事業を抱えるいくつかの係を抜き出し、さらに詳細について記述する。業務がいくつかの係にまたがり、別々に説明することが困難な場合には、まとめて紹介することとした。また、調査結果は聞き取り調査によるものがほとんどで、その裏付けとなる資料に乏しいことから、事務分掌の重複や欠落が考えられるが、各課の大まかな役割は把握できるのではないだろうか。なお、調査期間の制限や調査対象団体の都合等により、4団体において、すべて同様な調査ができたわけではない。そのため、情報源の登場頻度にばらつきが生じていることにご理解をいただきたい。

<図 7-1 パッタヤー市（執行機関）の組織図>



<図 7-2 テーサバーン・ムアン・シーラーチャー（執行機関）の組織図>



1 シティー・マネージャー室 (Office of the City Manager)

自治市町では助役室(Office of the Municipal Clerk)と呼ばれている。室内は、大きく2つの班(総務班と地方自治班)に分かれ、その下にそれぞれ係が置かれている。また、両方の班に関係する庶務係が班とは別に置かれている。総務班には人事係、市営企業係、観光振興係、地方自治班には住民登録係、消防防災係、治安維持係がある。各係の事務分掌については、以下のとおりである。

◇庶務係	・ 室の庶務に関すること ・ シティー・マネージャー、副シティー・マネージャー等の秘書に関する こと等
◇人事係	・ 職員及び雇員の人事に関すること ・ 採用試験に関すること ・ 行政能率に関すること ・ 職員研修に関すること等
◇市営企業係	・ 市営企業の経営に関すること等
◇観光振興係	・ 観光の振興に関すること ・ 観光の宣伝及び観光客に対する情報提供に関すること等
◇住民登録係	・ 住民登録および ID カードに関すること ・ 選挙に関すること等
◇消防防災係	・ 消火活動に関すること ・ 防災計画に関すること ・ 消火・防災訓練に関すること等
◇治安維持係	・ 市内の治安維持に関すること ・ 住民の安全確保に関すること等

(1) 人事係

パッタヤー市や自治市町などの地方自治体職員の人事については、それを扱う組織が設置されている。パッタヤー市にはパッタヤー市職員人事小委員会(Pattaya City Personnel Sub-committee;MPS)があり、シティー・マネージャー、副シティー・マネージャー、シティー・マネージャー室長、副シティー・マネージャー室長等から構成されている。一方、各自治市町には自治市町職員人事小委員会(Municipal Personnel Sub-committee;MPS)があり、市長、副市長、助役、副助役等で構成されている。採用、異動など人事に関することは、同委員会によって決められ、人事係において執行されるわけである。しかし、同委員会の上部機関として、県自治市町職員人事小委員会(Provincial Municipal Personnel Sub-committee;PMPS)、さらにその上には内務大臣

を議長とする自治市町職員人事委員会(Municipal Personnel Commission;MPC)があり、国の監督の下で行われているのが現状である。たとえば、採用試験では、そのレベルによって自治市町が採用できる職員が制限されている。採用試験はレベル1～4までに分けられており、レベル1（中学卒業程度）とレベル2（短大卒業程度）は自治市町が、レベル3（大学卒業程度）とレベル4（大学院卒業程度）は政府が実施している。さらに、レベル1、レベル2の試験問題についても政府の承認を必要としているようである。

試験は、選択式、記述式、面接からなり、毎年ではなく、必要に応じて実施されている。パッタヤー市では、1998年8月22日に採用試験が実施され、1,600人の受験者に対して210人が合格した。この内、19人がパッタヤー市に採用され、残りは合格者リストに登録され、パッタヤー市のみならず、他の自治市町に欠員があった場合に採用されることになる。経済危機を受けて公務員人気は、タイでも日本と同様に高いようである。

人事異動については、レベル1～4の職員については地方自治体、レベル5以上の職員については政府が管理している。異動には同一自治体内でのものと、他の自治体へのものがあり、他の自治体への異動は珍しいことではなく、一般的に行われているようである。原則として本人の希望が優先されるようで、希望者は異動願いを提出することになっている。定期異動時期は4月と10月である。なお、地方公務員の職階は、国家公務員のそれが準用されている。

（2）市営企業係

自治市町、パッタヤー市は、公共の福祉を目的として、地方公営企業を運営することができる。調査自治体のうちでは、パッタヤー市とシーラーチャーが質屋を、ラヨーンは質屋と市場を運営している。地方自治体の質屋経営は、タイではポピュラーのようで、これは貧困者の救済のためである。また、パッタヤー市では、バスによる運輸事業に取り組みたいとしているが、設備投資に要する経費が莫大なことから、実施の目途はたっていない。

（3）観光振興係

前述のように当エリアは、観光によって発展してきた歴史をもっている。世界的に名の知られたパッタヤー・ビーチをはじめ、セーンスックの庁舎近くに広がるバンセン・ビーチ、ラヨーンにはリゾートホテルが立ち並ぶラヨーン・ビーチ等があり、行政サイドもさまざまな取り組みを行っている。

1997年度に約250万人の観光客が訪れたパッタヤー市では、ビーチリゾート・パッタヤーの宣伝、毎年4月のフェスティバルの開催、インフォメーションセンターにおける情報提供や苦情処理等を主な業務としている。職員は2人であるが、このほかに、パ

ッター・ビーチにあるインフォメーションセンターに2人の雇員が常駐している。彼らは海上での事故に対する救急業務も担当している。担当者によると、観光都市であるパッターの観光行政を2人の職員でこなすのは大変だということであった。なお、市内にはツーリストポリスがあるが、当オフィスはタイ政府観光庁(TAT)の管轄である。

また、セーンスックのバンセン・ビーチの場合は、地方自治体によって再開発された観光資源である。セーンスックが設立されたのは1988年であるが、それ以前はあれ果てたビーチであったという。セーンスック市長はバンセン・ビーチの活性化に乗り出し、地元の商店や露天、行商人等で構成される委員会を設立し、意見を出し合い、その声を行政に反映させることで、クリーンで安全な観光地を創造することに成功した。現在のバンセン・ビーチは、白い砂浜に沿って遊歩道が延び、そこには、さまざまな露天商等が整然と並んでいる。ビーチ近くにある観光案内所、至る所に設置された案内用のボード、また、各種の情報提供を行うために適当な間隔で設置されたスピーカー等、今や東部地域を代表するビーチリゾートの1つに生まれ変わっている。また、同自治体では2,500万パーツをかけて、新しいビーチを開発中である。

(4) 住民登録係

ここでは、住民台帳の管理、転入・転出・出生・死亡の各届の受理、IDカードの発行、市議会議員の選挙事務などを行っている。IDカードは、15歳から70歳までの国民に発行されるもので、有効期間は6年間である。申請(更新)をする者は申請書を提出し、それが受理され後、IDカードに使用する写真を撮影する。写真画像をコンピューターに取り込み、氏名、住所、ID番号などのデータとともに出力し、数分後に本人に手渡すことになる。手数料は20パーツである。

住民台帳の管理は、全国的に見れば、ペーパーの台帳でおこなっているところが大半をしめているようであるが、チョンブリー県内については、データはコンピューターに入力され、各自治市町と県、政府がオンラインで結ばれている。このようなネットワークシステムが完成するまでは、毎月1回、データをバンコクまで運んでいたという。

<表4 テーサバーン・タムボン・セーンスックの各種届けの取り扱い件数>

1997年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
ID カード	781	741	229	304	290	331	291	465	444	391	353	356	4,976
転入・転 出	455	356	243	240	329	403	314	359	364	1,096	518	283	4,960
出生・死 亡	58	50	55	45	39	62	48	36	55	60	84	60	652

(1998年4月: Local Government Development Foundation セミナー, マニラ)

(5) 消防防災係

パッタヤー市の場合、当係の事務室は市庁舎外にあり、ここには緊急車両等も配備されている。日本でいえば消防署と同様なものといえる。管轄エリアはパッタヤー市とその周辺地域で、本部のほかには市内南部に支部を1カ所もっている。緊急車両は、消防車15台、一般車両2両で、緊急出動に備えて常時約20人（雇員を含む）が待機している。1997年度のデータによると、消火活動による出動は年間58回を数え、被害額は10億754万バーツ、出火原因は、漏電、ガス漏れ、タバコによるものが多いという。

(6) 治安維持係

治安維持係は、いわば市の警察である。行商人の監督、浮浪者の保護、観光客の安全確保、交通違反の取締り等を県、郡と協力しながら行っている。特に観光客が多いパッタヤー市では、代金を高く請求されたといった観光客からの相談件数は、1997年度で約7,000件を数え、このような処理も重要な業務となっている。係員は市の職員であり、警察官とは区別されているが、軽微な事由（罰金10,000バーツ以下、懲役6カ月以内）では、警察官と同様に逮捕する権限が与えられている。

2 調査企画課 (Technical Services and Planning Division)

調査企画課には庶務係、政策企画係、調査評価係、法規係、広報係、予算係が置かれている。

- | | |
|--------|---|
| ◇庶務係 | ・課の庶務に関すること
・秘書に関すること等 |
| ◇政策企画係 | ・総合的な計画に関すること
・事業の総合調整に関すること
・各種統計に関すること等 |

- | | |
|--------|---|
| ◇調査評価係 | ・地方行政を取り巻く問題の調査、分析に関すること
・各種事業の評価に関すること等 |
| ◇法規係 | ・条例、規則に関すること等 |
| ◇広報係 | ・広報に関すること
・広聴に関すること等 |
| ◇予算係 | ・予算関係の情報収集、分析に関すること
・予算調整に関すること等 |

(1) 政策企画係

市の総合的な計画の策定は、当係の中心業務である。計画には、5年計画と1年計画がある。シーラーチャーでの調査によると、5年計画策定のためには、それを審議する委員会が設立されるとのことであった。当ターサバーンの場合、委員会は3人の市議会議員と5人の市民から構成される。委員会の設立には、県知事の承認が必要で、計画案は政策企画係を中心に作成され、委員会に提出される。委員会での審議、決定、さらに議会での審議、決定を経て、同計画案は県知事に提出され、知事の承認を得て初めて正式なものとなる。国からは、同計画のもとに補助金等の予算が割り当てられることになる。現在の5年計画は1997年度～2002年度を対象としたもので、これをもとに1年計画を建て、毎年度の予算の作成を行っている。

(2) 法規係

法規係は、条例、規則に関する全般的な事項を担当している。条例は、議会がその議決により、自治市町またはパッタヤー市の事務に関して制定するもので、その効力は当該自治市町またはパッタヤー市の区域内に限られる。

以下は自治市町における条例制定の流れである。条例案は、執行機関または議員が提案することができるが、財政関連条例については市長の承認のもとで提出されなければならない。条例は議会の議決のみによって制定できるのではなく、県知事（ターサバーン・タムボンの場合は郡長）の連署により効力をもつことになる。議会で議決された条例案は、議長によって15日以内に県知事または郡長に提出される。県知事または郡長がその条例案に同意する場合は、受領後30日以内に連署しなければならない。しかし、不同意の場合は理由を付して議会に送り返すことになる。議会がこれに同意すれば、修正後に再提出され、県知事または郡長が連署し正式に成立する。議会が県知事または郡長の意見に同意できない場合は、内務大臣が最終的な判断を下す。条例の施行は、緊急の場合と当該条例に施行期日の定めがある場合を除き、公布の日から起算して7日を経過した日から施行される。

(3) 広報係

市民と行政の架け橋の役割をしているのが広報係である。基本的には市民への行政についての情報提供と、行政に対する市民からの要望の吸い上げを業務としているが、調査した地方自治体によって、その取り組みは異なるようであった。広報媒体の中心はラジオで、例えばパッタヤー市では毎週金曜日に20分、毎週土、日曜日にそれぞれ30分の番組をもっており、公共工事の実施情報やフェスティバルの開催などさまざまな情報を提供している。住民向けの広報誌については、パッタヤー市では未発行、シーラーチャーでは不定期発行、セーンスックでは定期発行（月1回、4頁）などとなっている。また、セーンスックでは、庁舎内に立派な有線ラジオのスタジオをもっており、1日2

回（7～8時、17時～18時）情報提供を行っている。

（4）予算係

予算係は予算の総合的な調整を担当している。予算は各課において作成され、財政課でまとめられる。当係は財政課でつくられたものの最終的な調整を行っているところといえる。予算作成の詳細については、財政課のところで紹介したい。

3 財政課 (Division of Finance)

財政課は、会計業務と税務業務をあわせもったところで、歳入促進班、財務班、税務班に分かれている。歳入促進班には歳入促進係、財産係、徴収係、財務班には会計係、物品係、財政統計係、そして税務班には課税係、財産登録係、情報サービス係がある。

各係の事務分掌は、次のとおりである。

◇庶務係	・課の庶務に関すること ・秘書に関すること等
◇歳入促進係	・税金、手数料等の歳入についての調査、分析に関すること ・歳入計画、歳入の問題解決に関すること ・地方徴収税の検討、改善に関すること等
◇財産係	・課税対象の調査に関すること ・税金、手数料等の出納に関すること等
◇徴収係	・納税通知に関すること ・滞納者への督促に関すること等
◇会計係	・支出に関すること等
◇物品係	・物品の調達、管理に関すること等
◇財政統計係	・予算作成に関すること ・収入、支出等の統計に関すること等

◇課税係	・課税マップの管理に関すること ・課税対象の調査に関すること等
◇財産登録係	・課税台帳の管理に関すること ・課税対象の調査に関すること等
◇情報サービス係	・税金に関する情報提供に関すること等

(1) 財政統計係

毎年度の予算作成は、地方自治体において、もっとも本質的で重要な業務の1つである。予算は各課で作られ、財政課において調整される。議会に提出された予算案は、ここで審議され議決されることになるが、議決後に県知事の承認を得て初めて効力を有することになる。

会計年度は、国に準じて10月1日から翌年の9月30日までである。予算には、一般会計予算と特別会計予算がある。一般会計予算は、団体の行政運営の基本的な経費を計上することとされており、また、特別会計予算は、水道や交通等の特定の事業を行う場合に、一般の歳入歳出と区別して処理するものである。当初予算が成立しない見込みの場合は、暫定予算を組むことができ、また、当初予算の調整後に生じた事由（施策の変更、災害の発生等）により、既定予算に不足が生じた場合は、補正予算を組むことができる。

自治市町、パッタヤー市の歳入項目については、次頁のとおりそれぞれテーサバーン法（Municipal Administration Act 1953）、パッタヤー市行政法（City of Pattaya Administration Act 1978）に規定されている。

自治市町	パッタヤー市
地方税	地方税
手数料・許可料・罰金	手数料・許可料・罰金
自治体の財産収入	自治体の財産収入
物品販売およびサービス提供 による収入	物品販売およびサービス提供 による収入
公債販売収入	公債販売収入
借入	借入
補助金	補助金
寄付	寄付
その他法律によって規定されている収入	その他 (外国からの援助等)

表5は、パッタヤー市の1997年度(1996年10月1日～1997年9月30日)の一般会計の決算である。

<表5 1997年度パッタヤー市一般会計決算>

(歳入)

項 目	金 額 (パーツ)	構成比%
地方税	119,067,246.75	40.8
手数料、許可料、罰金	19,189,011.52	6.6
財産収入	11,603,843.89	4.0
物品販売、サービス提供による収入	355,431.91	0.1
補助金	115,198,130.33	39.4
その他	26,673,413.76	9.1
合 計	292,087,078.16	100.0

(歳出)

	金 額 (パーツ)	構成比%
管理的支出	116,182,934.75	40.8
庁舎改修関連支出	17,442,757.30	6.1
開発・投資関連支出	140,190,857.38	49.2
その他	11,052,454.44	3.9
合 計	284,869,003.87	100.0

歳入のなかで、地方税が 40.8%を占めているが、地方税は独自徴収税 (locally levied taxes) と政府分配税 (surcharge taxes) に分かれる。これらの内訳については表 6 のとおりである。

<表 6 歳入における地方税の内訳 (パッタヤー市：1997 年度決算) >

税 金	金 額 (バーツ)	構成比%
独自徴収税	73,673,360.77	61.9
土地建物税	60,704,844.32	51.0
地方振興税	2,985,187.58	2.5
看板税	9,743,317.87	8.2
屠殺税	240,011.00	0.2
政府分配税	45,393,885.98	38.1
付加価値税・特定事業税	11,426,019.48	9.6
酒税	3,619,901.50	3.0
物品税	11,250,405.00	9.5
車両税	19,097,560.00	16.0
合 計	119,067,246.75	100.0

*パッタヤー市で入手した資料をもとに作成

財政面において豊かであるパッタヤー市でも、歳入に占める独自徴収税の割合が 25.2%と低く、政府分配税と国からの補助金に大きく依存している。この傾向は自治市町ではさらに顕著で、シーラーチャーでは 7.1%、セーンスックでは 5.8%となっている。タイでは新憲法のもと、地方分権に対する関心が高まっているが、地方自治体の独自財源の確保が大きな焦点の 1つといえる。

「手数料、許可料、罰金」には屠殺施設料、遊興免許料、ID カード手数料等、「財産収入」には土地・建物の賃借料、棧橋賃貸料等、「物品販売、サービス提供による収入」には市の質屋からの収入などがある。また、「その他」は入札書類の販売、複写サービス等である。

(2) 歳入促進班、税務班

前述のとおり、地方税には独自徴収税と政府分配税がある。独自徴収税は、文字どおり地方自治体が自ら徴収できる税であり、地方自治の根幹をなすものといえる。そこで、ここでは独自徴収税 (土地建物税、地方振興税、看板税、屠殺税) について紹介する。

①土地建物税

- ・納税義務者 家屋および建物、それに付属する土地の所有者
*家屋および建物の所有者とそれに付属する土地の所有者が異なる場合は、家屋および建物の所有者が納税義務者となる。
- ・非課税 王宮、公共のために利用される政府所有の建物、個人の利益目的以外で運営される病院と教育機関、宗教関連施設、12年以上占有されていない建物、所有者の居住用の建物等
- ・課税標準 家屋および建物、それに付属する土地の評価額
- ・課税資産の評価
課税資産の評価額は、賃貸による収入をもとに、年間の賃貸価値を評価して決定される。
- ・税率 12.5%
- ・納付 納税義務者は、毎年2月までに資産の評価に関する申告書を提出し、課税資産の評価額が通知された後30日以内に税金を支払わなければならない。納税義務者がその評価額に異議があるときは、評価額の通知後12日以内に異議の申し立てをすることができる。



税金の相談窓口と書類が積まれた財政課のデスク（パッターヤー市）

②地方振興税

- ・ 納税義務者 土地の所有者または占有者
* 土地には山林、水面を含む。
- ・ 非課税 王室、政府関係機関、病院や教育施設、宗教関連施設等に供する土地や土地建物税の課税対象である土地等
- ・ 課税標準 土地の評価額
* 納税義務者の住居用または農業のための土地は、それが位置する地域（バンコク都内、パッタヤー市内、衛生区内等）に応じて、免税の基準が決められている。
- ・ 課税資産の評価 県知事によって任命された委員会が、その土地の中間的な価値を評価する。評価は4年ごとに行われる。
- ・ 税率 評価額が30,000 バーツ/rai 以下の場合は70 バーツ/rai
30,000 バーツ/rai を超える場合は、10,000 バーツ/rai ごとに25 バーツ/rai
* 1rai=1,600 m²
- ・ 納付 納税義務者は、評価が行われる年の1月までに対象となる資産の評価に関する申告書を提出する。3月に課税資産の評価額が通知され、4月に税金を支払う。この評価額は4年間継続して利用される。納税義務者がその評価額に異議があるときは、県知事に対して異議の申し立てをすることができる。

③看板税

- ・ 納税義務者 看板の所有者
* 看板とは、商業目的で、屋号、売品などを記して人目につくようにかかげたものをいう。
- ・ 非課税 政府所有の公共施設等を示すもの、政府関係の金融機関のもの、劇場・映画館における宣伝用のもの、自動車の車体を使ったもの等

・課税標準および税率

	区 分	税額 / 500 cm ²
1	タイ語のみのもの	3 パーツ
2	タイ語および外国語、画像、記号を含むもの	20 パーツ
3A	外国語のみのもの	40 パーツ
3B	タイ語と外国語が併記されているもの	40 パーツ

* 3A,3B の場合の最低税額は 200 パーツ

・納付

納税義務者は、毎年 3 月に、対象となる看板の評価に関する申告書を提出し税額が通知された後 12 日以内に税金を支払わなければならない。納税義務者がその税額に異議があるときは、異議の申し立てをすることができる。

④屠殺税

・課税標準および税率

区 分	税 率 (パーツ/1頭)
牛	12
水牛	15
豚	10
22.5 kg未満の豚	5
山羊・羊	4
家禽	10

これらの税務業務は、課税台帳や課税マップといった書類を基本に行われているが、セーンスックでは、税務業務はすべてコンピューターで処理されている。このようなシステムが導入されているのは、チョンブリー県内では、同自治体とテーサバーン・タムボン・バーンムーンの 2 団体のみである。

住民からの税金の支払いはほとんどが現金で、小切手によるものはめったにないという。徴収率については、シーラーチャーとセーンスックでの聞き取り調査によると、ほぼ 100%ということであった。

なお、どの自治体においても、財政課では職員が慌ただしく動いているという印象を受けた。比較的職員数が多いことと、税金相談等で人々の出入りが激しいこともその要因の 1 つであろう。

4 公共事業局 (Bureau of Public Works)

公共事業局は土木部門を管理しており、都市計画課、建設課、維持課、環境事業課に分けることができる。都市計画課には建築管理係、都市計画係、建設課には土木工学係、建築係、維持課には公共施設係、公園係、機械センター係、交通システム係、環境事業課には廃棄物処理係、下水道係が置かれている。

調査実施4団体のうち局の名称を持っているのは、パッタヤー市のみで、その他については公共事業課と呼ばれている。この場合、公共事業課には都市計画班、建設班、維持班が置かれ、廃棄物処理と下水道関係を取り扱う環境事業課が別に設置されている。ここでは、パッタヤー市にならない事務分掌を紹介する。

①都市計画課

- ◇建築管理係 ・ 建築物の管理、監督にすること等
- ◇都市計画係 ・ 都市計画にすること等

②建設課

- ◇土木工学係 ・ 公共工事にすること等
- ◇建築係 ・ 建築物の設計にすること等

③維持課

- ◇公共施設係 ・ 道路、橋梁等の維持管理にすること等
- ◇公園係 ・ 市民公園、動物園等の維持管理にすること等
- ◇機械センター係 ・ 車両、機械の整備、管理にすること等
- ◇交通システム係 ・ 渋滞対策にすること
・ 交通システムの管理にすること等

④環境事業課

- ◇廃棄物処理係 ・ ゴミ処理にすること等
- ◇下水道係 ・ 下水処理施設の建設、維持管理にすること
・ 下水の水質管理にすること等

(1) 都市計画課、建設課、維持課 (自治市町では公共事業課)

廃棄物と下水の処理に関する業務を除く土木事業を扱っているところといえる。シーラーチャーでの聞き取り調査によると、主な公共工事は道路、橋梁、排水路、学校等で、その施工の進め方は、予定価格の決定、入札、業者決定、竣工検査等、日本の自治体におけるものと基本的には同様な手続きをとっている。1997年度の公共事業では、道路および橋梁の建設、車道および歩道の改良、排水路の改良、庁舎の建設等に 33,832,750 バーツ (1997年度歳出決算の 30%) をかけている。これらの財源のほとんどは政府か

らの補助金で、一般財源によるものは一部の道路建設や改良工事で、金額にして1,383,370 バーツ（1997 年度歳出決算の 1.1%）のみである。

このような一般的な公共工事のほか、市街地の再開発も地方自治体で行っている。ラヨンでは、地元商業の活性化と市民の憩いの場となる空間を作ることを目的とし、古くなった市営市場とその周辺の再開発に取り組んでいる。工事は、1998 年度から 1 年半の予定で実施されている。予算は 3,000 万バーツで、すべて政府からの借入である。

広さは 4 rai で、140 のブースを作り、店舗として貸し出す予定である。このほかにも、古い漁港を改修して、併せてレストランとしても利用できる魚市場の建設の計画に着手しており、地域の活性化も地方自治体の重要な業務の 1 つといえるようである。

（2）環境事業課

環境事業課では、ゴミおよび下水の処理を扱っている。これらは、タイの地方自治体における業務のなかで中心的なものといえ、調査を行ったどの団体においても、重点施策と位置付けていた。ゴミの処理については、後述する環境衛生課の業務と係わってくるが、大まかに言えば、環境衛生課において収集したゴミの処分を受け持っているのが環境事業課といえるようである。

ゴミの処分は、ほとんどが埋め立てによるもので、ゴミ埋め立て地の整備、管理が主な仕事となる。自治市町は市街化がかなり進んだエリアであることはすでに記したが、そのため、埋め立て地の開発に多くの自治体で頭を悩ませているようである。シーラーチャーとセーンスックでは、管轄区域以外のところに土地を購入し、ゴミ処理場として整備を進めているという。都市化、国際化が進む中で、タイ国内では、環境保護に対する認識が高まってきている。特に、ゴミ焼却場の整備やリサイクルの普及が、今後の課題と見られているようで、この分野における日本からの協力が注目を集めることになるかもしれない。

一方、下水の処理に関しても、各地方自治体は積極的に取り組んでいる。豊かな観光資源である海をひかえる当エリアにとって、澄んだ海を保護することは、自治体の将来を左右することといえる。かつては、汚水がそのまま海に垂れ流しの状態であったというが、現在では下水処理場が各地に作られ、かなり改善されている。

調査を行った 4 団体は、すべて下水処理場を持っているが、その処理エリアや運営方法は若干異なっている。シーラーチャーでは、1997 年 9 月に 3 億 3,000 万バーツをかけて処理場が完成した。処理能力は 24,000 m³/日で、管轄エリアの約 70% をカバーしている。セーンスックには、2 つの処理場があり全エリアをカバーしている。また、ラヨンでは、3 億 1,900 万バーツをかけた施設が 1999 年の早い時期に完成する予定で、約 30% をカバーすることができるようになる。さらに、新たに 2 つの処理場を計画しており、すべて完成すれば全域をカバーできるという。

これらの団体では、住民からの使用料の徴収を行っていない。タイで初めて使用料の

徴収を行ったのが、パッタヤー市である。ここには3つの処理場があり、現在18億バーツをかけて新しい処理場を建設している。完成は1999年中の予定である。使用料は、排水される水質によって2つに区分されており、処理場から延びるパイプラインとの接続前に水質検査を行い、その結果によって使用料が決定されることになる。これまで年間約1,000万バーツの使用料収入があり、これで維持管理経費を賄うことができていたが、新しい処理場が完成すれば、維持管理に年間約5,000万バーツかかる見込みで、現在使用料の改訂を検討している。使用料の徴収については、パッタヤー市以外でも検討しているが、住民の理解を得るには時間がかかるようである。なお、これら4団体の下水処理場は、生活雑排水のみを対象としたものであり、水洗トイレは含まれていない。

5 環境衛生課 (Division of Sanitation and Environment)

環境衛生課は、公衆衛生班と健康増進班に分かれている。公衆衛生班に公衆衛生計画係、環境衛生係、清掃係、情報・訓練係があり、健康増進班に健康増進係、伝染病係、家畜等衛生係が置かれている。各係の事務分掌については次のとおりである。

- | | |
|----------|--|
| ◇庶務係 | <ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関すること ・秘書に関すること等 |
| ◇公衆衛生計画係 | <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生全般にかかる計画に関すること ・公衆衛生にかかる事業における国および各課との連絡調整に関すること ・啓発活動に関すること等 |
| ◇環境衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関すること ・環境汚染対策に関すること等 |
| ◇清掃係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの収集に関すること ・公共地の清掃に関すること等 |
| ◇情報・訓練係 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生にかかる情報に関すること ・研修、訓練に関すること等 |
| ◇健康増進係 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育に関すること ・学校衛生に関すること ・母子保健に関すること ・精神保健に関すること等 |
| ◇伝染病係 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝染病に関すること ・麻薬中毒に関すること等 |
| ◇家畜等衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜等の衛生に関すること ・屠殺場の管理に関すること ・狂犬病に関すること等 |

(1) 環境衛生係

ここでは、飲食店における検査をはじめとした食品の衛生管理等を業務としている。シーラーチャーでの調査によると、通常検査は3カ月に1回実施しており、このほか抜き打ちの検査もあるという。1997年度では、151件の抜き打ち検査を行い、そのうちの80%が基準をクリアーしていたということであった。検査は、食料雑貨店、レストラン、屋台、工場等を対象に、それぞれに決められたチェック項目に基づき実施され、基準以下のところには、改善指導を行っている。

(2) 清掃係

ゴミの収集活動を受け持っている。パッタヤー市では、ゴミ収集を民間に委託している。チャットタイ社という清掃会社と10年間の契約を締結し、海岸を除くエリアをすべて任せている。市内には1,000カ所ほどの収集場所があり、ここには生ゴミ用とその他用の容器が置かれている。通常1人のドライバーと4人のスタッフが1チームとなり、ゴミ収集車で1日1回ないしは2回、市内を巡回している。手数料については、市民が委託会社に支払い、委託会社はそのうち10%をパッタヤー市に納入するかたちをとっている。このような形態はタイではここだけであるということであった。海岸については、1日1回、市が独自にゴミ収集を行っている。収集には、267人の雇員があたっている。なお、分別収集は、検討されているものの実施にはいたっていない。

パッタヤー市では、このようにゴミ収集を民間に委託しているが、シーラーチャーのように地方自治体が手数料を徴収して、直接収集するのが一般的のようである。しかし、最近ではセーンセックのように民間委託を検討しているところもある。

(3) 健康増進係、伝染病係、家畜等衛生係

パッタヤー市では、これらの係に関する業務はヘルスセンターを中心に行われている。ヘルスセンターは、市庁舎とは別の場所に独立しており、歯科医師(訓練生)1人、4人の看護婦を含む9人のスタッフが業務にあたっている。主な仕事は市民の健康管理で、センターには1日約60人が診察に訪れる。しかし、医師が常駐しているわけでも、定期的に通いで来るわけでもないため、本格的な診察や治療はできないという。市内には当センターのほかに11の支所があり、同様なサービスを提供している。これらの多くはボランティアの住宅を間借りしたもので、81人のボランティアが、市民の健康管理にあたっている。ボランティアには報酬は払っていないが、家族を含めた公立病院での医療費が無料となっている。

また、新生児や老人を抱える家庭への訪問、学生の健康診断や予防接種、水路等の衛生管理、家畜の予防接種等も行っている。ヘルスセンターは他の自治体でも運営しており、その業務は同じような状況である。ただし、パッタヤー市では、医師による診察等が行われていないが、シーラーチャーやセーンセックでは、週に1回、医師による診察

が行われているというように、サービスの充実度は、自治体によって開きがあるように思える。また、設備の面でも充実度に差があるようで、パッタヤー市ヘルスセンターの歯科医師の話によると、ここの診察台や機材は10年以上前のものであり、十分な処置ができていないといえないということであった。

このように、市民の健康管理に関する業務における自治体レベルの対応は、十分に市民の要求を満たしているとはいえないように思えるが、タイでは、このような業務を国の出先機関である県（県立病院等）においても実施しており、それにより需要をカバーしているようである。しかし、県と自治体とのその業務分担については、十分解明することができなかった。

6 教育課(Education Division)

教育課には、教育班と教育開発班がある。教育班には人事係、教務係、教育財政係、市立学校係が、教育開発班には、教育指導係、学事係、青少年活動係が置かれている。なお、これらの班とは別に、他の課と同様に庶務係がある。

◇庶務係	・ 課の庶務に関すること ・ 秘書に関すること等
◇人事係	・ 教員の人事（異動、評価等）に関すること等
◇教務係	・ 教員に対する研修に関すること ・ 統計に関すること ・ 各種コンテストに関すること等

◇教育財政係	・ 予算に関すること ・ 教員の給料に関すること（教員の給料は国から自治体を經由して支払われる） ・ 現金及び物品の出納に関すること等
◇市立学校係	・ 市立学校の管理、監督に関すること ・ 市立学校の設備に関すること等
◇教育指導係	・ 教育についての各種調査に関すること ・ カリキュラム、教材に関すること等
◇学事係	・ 生活指導に関すること等
◇青少年活動係	・ スポーツ振興に関すること ・ 図書館の運営に関すること ・ 生涯学習に関すること等

(1) 教務係

教員の研修については、教育のレベルアップのために教員の能力向上が欠かせないとして、どの自治体においても積極的に取り組んでいる。自治体主催の研修もあるが、主に政府主催のものに参加させることが多いようである。通常、3月下旬から5月中旬の長期休暇期間を利用して実施されている。自治体としては、このような研修で得たものを現場で十分に発揮してもらいたいところであるが、パッタヤー市での話によると、研修を終えた教師が他の市に移ってしまうことが多々あり、頭を悩ませているという。1998年度では、6月末までにすでに44人が他の市に異動している。給料に差があるわけではないが、パッタヤー市での生活費が高いことが主な理由であろうということであった。このような異動をくい止める手だては、まだないという。

(2) 市立学校係、教育指導係、学事係

タイの教育制度は、日本と同じ6・3・3・4制である。市立学校の状況は各市によって異なっている。たとえばパッタヤー市には小学校10校、中学校3校、シーラーチャーにはそれぞれ3校、ラヨンには、小学校3校と中学校1校などとなっている。また、センスックのように市立学校を運営していない地方自治体もある。小中学校には自治体が運営する市立学校のみでなく、文部省が管理する国立学校が全国に設置されている。先に紹介したセンスックでは、生徒は自治体エリアにある国立学校か私立学校、他の自治体内の学校に入学することになる。

ここでは、シーラーチャーの場合を紹介する。市立学校は、多くの場合小学校と中学校が同じ場所にあり、一つの単位として扱われている。シーラーチャーには、小学校と中学校を一つの単位としたものが3校あり、生徒数及び教員数は表7の通りである。

<表7 シーラーチャーにおける生徒数と教員数>

	小学生 (人)	中学生 (人)	合計 (人)	教員 (人)
第1学校	604	119	723	38
第2学校	391	42	433	21
第3学校	657	40	697	34
合計	1,652	201	1,853	93

(シーラーチャーでの聞き取り調査から作成)

各校ごとの校区は決められていない。したがって、生徒は国立も含めた希望の学校の中から選択することができる。また、市以外はもちろん、郡以外からも通うことが可能である。シーラーチャーの小学校では、全生徒の約 30%は市外から通ってきている。

市立小学校の 1 つ、テーサバーン・ワット・ラトニョンターン校(Tesabarn Wat Rartniyomtham)を訪問する機会を得た。当校では、就学前教育としての幼稚園（4～5 歳児）が併設されており、また、今年中学校が開設したばかりだということであった。学費については、小中学校では無料、幼稚園では年間 500 バーツと、食費や備品などの経費として年間 2,000 バーツが必要である。なお、小中学校の昼食は原則有料だが、貧困層の家庭については無料とされている。

1 学級は 40 人程度である。校舎は、古いものもあるが、新しく建て替えられたものもあり、また、設備もかなり充実しているように思えた。特に英語教育と情報処理（コンピューターの使い方）に力を入れているようで、英語の授業用として LL 教室が 1 室、情報処理の授業用として、それぞれ 20 数台のパソコンをもつ実習室が 2 室備えられていた。英語は小学校 3 年生から、情報処理は幼稚園児からこれらの教室を利用し、授業を行っている。全生徒の 60%ほどが貧困層だと聞かされ、それだからこそ、英語やコンピューターの能力を身につけさせ、なんとか仕事に就けさせたいということなのであろう。

小学 4 年生の英語の授業を参観させてもらった。先生に日本人であることを紹介されると、生徒たちは、「名前は？日本のどこに住んでいるの？」といった質問を英語でしてくる。その積極性には驚かされるばかりであった。

参考までに、テーサバーン・ワット・ラトニョンターン校の小学校 6 年生の時間割表を示しておく。

<表 8 時間割表 (テーサバーン・ワット・ラトニョンターン校 小学 6 年生) >

		1 時間目	2 時間目	3 時間目	4 時間目	5 時間目	6 時間目	7 時間目
		8:30- 9:20	9:20- 10:10	10:10- 11:00	11:00- 11:50	13:00- 13:50	13:50- 14:40	14:40- 15:30
月	1 組	算数	英語	道徳	理科	図工	音楽	選択
	2 組	英語	算数	理科	家庭科	国語	理科	理科
	3 組	理科	理科	英語	算数	英語	家庭科	家庭科
火	1 組	理科	理科	選択	体育	英語	農業	理科
	2 組	算数	理科	理科	国語	家庭科	家庭科	音楽
	3 組	英語	算数	国語	農業	理科	選択	農業
水	1 組	英語	国語	算数	英語	情報処理	情報処理	青少年活動
	2 組	農業	英語	情報処理	情報処理	図工	道徳	青少年活動
	3 組	情報処理	情報処理	英語	選択	理科	図工	青少年活動

木	1組	算数	理科	英語	農業	理科	家庭科	家庭科
	2組	英語	算数	国語	英語	体育	理科	理科
	3組	道徳	英語	理科	国語	家庭科	家庭科	音楽
金	1組	理科	理科	英語	国語	算数	家庭科	学活
	2組	算数	英語	選択	農業	理科	選択	学活
	3組	算数	国語	算数	算数	英語	体育	学活

(テーサバーン・ワット・ラトニョントーン校で入手した資料をもとに作成)

市立学校での英語と情報処理（コンピューターの使い方）に関する授業は、パッタヤー市、ラヨンにおいても力を入れているようで、コンピュータ等の設備を充実させたいとしているが、予算不足のため十分に推進できていないようである。

小中学校とも2学期制で、前期は5月中旬から10月中旬、後期は11月上旬から3月下旬までとなっている。始業時間は8時30分、終業時間は午後3時30分、土、日曜日は休日である。

社会が大きく変化するなかで、タイにおいても、学校教育をめぐるさまざまな問題が起きている。地域間および生徒間の教育格差や生徒の貧困による栄養不足などである。このため、遠隔地から通う生徒への自転車貸与プログラムや教科書が買えない生徒への教科書貸与プログラムなどが、全国的に行われている。

パッタヤー市での話によると、生徒間で知能指数がかなり異なることがあり、このような生徒同士を同一にして扱うことに無理が生じているという。経済的な理由により十分な学習の機会が与えられていないことが一番の原因のようである。また、最近では心の病を持つ生徒が増えているということであった。

(3) 青少年活動係

ここでは、麻薬対策や図書館の運営、スポーツ振興などを行っている。麻薬中毒が、学生に広まりつつあるという社会問題が起きていることから、小学5・6年生、中学生を対象とした尿検査の実施や各種啓発活動を行っている。

また、生涯学習に関しては、自治体は各種セミナー等の会場として市立学校の提供を行うとともに、教員を講師として派遣している。しかし、報酬は政府から支払われ、また、企画・運営は政府主導で行っているようである。これらのセミナーには、10代の若者を対象とした理髪、洋裁、料理等の職業訓練もあり、だれでも参加できるようになっている。

なお、1998年12月にアジア競技大会がタイで開かれたが、スポーツに対する関心は国民の間で高まっているようである。タイでは、サッカーが人気スポーツの1つであるが、調査を実施した時期が、日本が初めてワールドカップに出場したフランス大会の期間中でもあったことから、日本チームの対戦ぶりについての話が至る所で聞かれた。

7 社会福祉課(Social Welfare Division)

社会福祉課には、庶務係、社会福祉係、児童福祉係、地域開発係がある。

◇庶務係	・課の庶務に関すること ・秘書に関すること等
◇社会福祉係	・貧困者福祉に関すること ・老人福祉に関すること ・障害者福祉に関すること等
◇児童福祉係	・児童福祉に関すること等
◇地域開発係	・地域の開発に関すること ・スラム対策に関すること等

(1) 社会福祉係

国家経済社会開発庁 (The National Economic and Social Development Board) が、1998年4月20日に発表した貧困度調査の結果によると、貧困の基準を月収737バーツとし、それを下回る全人口の11.4%にあたる680万人が貧困者であるとしている。月収737バーツといえは、一日に換算すると約25バーツで、これは屋台の麺一杯程度にしかならないことから、この基準に批判的な見方もあるが、タイでは依然として貧困者層の占める割合が低いとはいえ、その対策の必要性が叫ばれている。パッタヤー市では、1998年度に台風で被害のあったスラム街に対して、家屋の修理等の援助を行う等の事業を実施したということであったが、これら貧困者対策は、基本的には国(県)の事業として行っているようである。老人福祉、障害者福祉についても、地方自治体は人的情報の提供等を行っているものの、実質的には国(県)の業務のようである。

(2) 児童福祉係

児童福祉についても、主に国(県)が対応している。しかし、パッタヤー市では、県が行う実地調査(路上生活をしている子どもや夜間に働いている子ども等の把握、指導)に立ち会うといった協力は行っているということであった。

(3) 地域開発係

パッタヤー市や自治市町は、基本的には市街化が進んでいる地域である。また、タイ東部地域は、すでに紹介したように国内では裕福な地域といえる。しかし、当該エリアの地方自治体とはいえ、その管轄内において地域における格差が存在する。このような

地域格差の解消や地域の開発も自治体の重要な業務の1つであり、当係は、スラム対策をはじめとした地域社会の発展に関する業務を行っている。パッタヤー市での聞き取り調査によると、市内のスラム地区の現状については、最近まで十分掴むことができなかったという。そこで、このような社会の情報を得るために、1997年度に大規模な調査を行った。調査内容は、世帯数、人口等であり、この調査結果を分析した上で、地域開発事業を実施することになるという。現在、パッタヤー市内には12のスラム街があり、415世帯、1,558人が生活している。

パッタヤー市では、このように独立した課をもっているが、これは、規模の大きい自治体のみであり、シーラーチャーやセーンスックには課が置かれていない。これらの業務は、シーラーチャーでは助役室、セーンスックでは教育課が行っているということであった。

参考文献

- LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND, Choowong Chayabutra PhD., 1997
SAENSUK MUNICIPALITY CHONBURI PROVINCE THAILAND,
KONRAD ADENAUER LOCAL GOVERNMENT AWARD, 1997
Strengthening Local Administration in Thailand Under New Constitutions,
Sumeth C. Vanitkul, Vice Rector, IAD, DOLA, 1997
Trend and Issues toward Decentralization in the ASEAN Region and Japan
Miss Maey-ing Amarangkul, Nakhon Ratchasima Municipal Clerk,
(1998年度アセアン地域地方行政フォーラム資料)
STATISTICAL YEARBOOK THAILAND, NATIONAL STATISTICAL OFFICE,
OFFICE OF THE PRIME MINISTER, 1996
'THAILAND IN FIGURES 1997-1998, Alpha Research Co., Ltd., 1997
アジア諸国の地方制度(Ⅱ) 財団法人地方自治協会
アジアの地方制度(タイ、橋本 卓) 森田 朗編 東京大学出版会 1998
タイ・工業化と地域社会の変動 北原 淳・赤木 攻編 法律文化社 1995
タイ政治ガイドブック 赤木 攻著 国際語学社 1994
仏歴2540年(西暦1997年)タイ王国憲法 タイ経済パブリッシング(株) 1997
仏歴2534年(1991年)タイ王国憲法 バンコク日本人商工会議所 1992
1998年改訂版タイ国税法ータイ歳入法典ー バンコク日本人商工会議所 1998
タイ国経済概況(1996/97年版) バンコク日本人商工会議所 1997
アジア動向年報1998 アジア経済研究所 1998
比較地方自治 山下 茂・谷 聖美・川村 毅著 第一法規 1992
シティ・マネージャー・理念と実際 吉村 正著 東海大学出版会 1977
タイの教科書にあらわれた「日本」 財団法人自治体国際化協会 1995
タイの行政制度ー地方の行政を中心にー 財団法人自治体国際化協会 1998

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 197 号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第 196 号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第 195 号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティー	2000/3/31
第 194 号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第 193 号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第 192 号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第 191 号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第 190 号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第 189 号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド州モンゴメリー郡の場合	1999/2/15
第 178 号	韓国の「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティング—住民自治の原型—	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第15代大統領選挙について	1998/6/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください